二　エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の廃止

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法を廃止することとした。

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行することとした。

◇健康保険法等の一部を改正する法律（法律第二六号）（厚生労働省）

一　健康保険法の一部改正関係

1　健康保険の保険給付に関する事項

健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすることとした。（健康保険法第一条及び第五三条の二関係）

2　厚生労働大臣の権限に係る事務の全国健康保険協会（以下「協会」という。）への委任に関する事項

厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査を行う権限に係る事務を協会に委任することとした。（健康保険法第二〇四条の七及び第二〇四条の八関係）

3　国庫補助の特例に関する事項

協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成二五年度及び平成二六年度においては、一、〇〇〇分の一六四とすることとした。（健康保険法附則第五条の三関係）

4　準備金の特例に関する事項

協会の準備金について、平成二五年度及び平成二六年度においては、積み立てることを要しないこととした。（健康保険法附則第八条の五関係）

二　船員保険法の一部改正関係

厚生労働大臣の船舶所有者に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務を協会に委任することとした。（船員保険法第一五三条の六の二及び第一五三条の六の三関係）

三　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係

平成二五年度及び平成二六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の三分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることとした。これに伴い、前期高齢者納付金等の額の算定について所要の規定を設けることとした。（高齢者の医療の確保に関する法律附則第一三条の五の二から第一三条の五の五まで、附則第一四条の五及び第一四条の六関係）

四　国民健康保険法の一部改正関係

平成二五年度及び平成二六年度において、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国庫補助割合については、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合及び組合の財政力を勘案し、政令で定めるものとした。（国民健康保険法附則第二二条の二関係）

五　健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、平成三二年三月三一日までの間に延長することとした。（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三一条関係）

六　検討

政府は、協会が管掌する健康保険に対する国庫補助率について、協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二六年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

七　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の1は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（法律第二七号）（内閣官房）

1　目的

この法律は、行政機関等が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めること等を目的とすることとした。（第一条関係）

2　個人番号

市町村長は、住民基本台帳法の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、その者の個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならないこととした。（第七条関係）

3　利用範囲

別表第一の上欄に掲げる者は同表の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、地方公共団体の長その他の執行機関は福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものを処理するために必要な限度で、法令又は条例の規定によりこれらの者の事務処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出等の事務を行うものとされた者は当該事務を処理するために必要な限度で、それぞれ個人番号を利用することができることとした。（第九条関係）

4　個人番号利用事務実施者等の責務

個人番号利用事務等実施者（個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者をいう。以下同じ。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一二条関係）

5　提供の要求

個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができることとし、個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができることとした。（第一四条関係）

6　提供の求めの制限

何人も、9に該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならないこととした。（第一五条関係）

7　本人確認の措置

個人番号利用事務等実施者は、5により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードをいう。以下同じ。）若しくは通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならないこととした。（第一六条関係）

8　個人番号カード

㈠　市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付することとした。（第一七条関係）